

第59回 EU一般データ 保護規則について

法務・コンプライアンス室

(監修弁護士 三浦雅生)

わが国では昨年5月に改正個人情報保護法が施行されました。現在、欧州では「EUデータ保護指令」に従って定められた各国の国内法によって個人データの保護を図っています。今年の5月25日から「EUデータ保護指令」に代わる欧州共通の規則である「EU一般データ保護規則（以下 GDPRといいます）」の適用が開始されます（註、欧洲とはEU加盟国を含む欧州経済領域加盟国31ヶ国、すなわちEEAを指します）。

G D P R とは

GDPRを「言で表せば、EEA域内における「個人データ」の「処理」と「移転」に関する法」ということができます。「個人データ」とは、EEA域内に所在する氏名、連絡先に加えて、クレジットカード番号、IPアドレスなども含まれ、これには日本からの短期出張者や短期旅行者の個人データも含まれます。「処理」とは個人データに対して行われる取得、記録、保存、送信、変更などの作業を指し、日本法の「取得」、「利用」、「提供」などに該当する全ての行為を含みます。私たち旅行者が個人データに対して行う通常の作業は全て「処理」にあたると考えてください。

そして「移転」についてです。GDPRには「移転」についての記載はありませんが、かなり広く解釈されますが、物理的な移転を伴わなくとも、EEA域外から域内の個人データが閲覧できるようにする行為もまた、「移

転」となるので注意が必要です。例えば訪日旅行を予定しているEEA居住者の個人データを日本の旅行業者に連絡することは「移転」に当り、個人データを取得した日本の旅行業者はGDPRの適用を受けることになります。

G D P R が適用される旅行取引

GDPRの適用開始によつて日本の旅行業者のどんな取引に影響があるのでしょうか？

① EEAへの「海外旅行」→例えば日本の旅行業者が日本人旅行者の個人データをEEA内のホテル等に送り、その回答とともにその個人データが戻ってくるような場合を考えてみましょう。日本貿易振興機構が作成した「EU一般データ保護規則（GDPR）に

関わる実務ハンドブック（入門編）では「EEA域

外の第三国に所在する『管理者』がEEA域内の『処理者』へ個人データを送り、その後、元のEEA域外の国に当該個人データを再度輸出する場合については、GDPRを適用する必要性が低いと考えられています。「個人データ」とは、EEA域内に所在する氏名、連絡先に加えて、クレジットカード番号、IPアドレスなども含まれ、これには日本からの短期出張者や短期旅行者の個人データも含まれます。「処理」とは個人データに対して行われる取得、記録、保存、送信、変更などの作業を指し、日本法の「取得」、「利用」、「提供」などに該当する全ての行為を含みます。私たち旅

その他の特徴など

GDPRでは、未成年者に関する同意の規制に違反した場合には「三千万ユーロ以下、または前年の全世界売上高の2%以下の高い方」、個人データの処理に関する基本原則や同意の条件に違反した場合には「二千万ユーロ以下、または同前4%以下の高い方」という高额の制裁金が課せられます。また、データの漏洩など個人データの侵害が発生した場合には72時間以内に管轄の監督機関に通知することが義務付けられています。

GDPRはEU基本人権憲章上の「基本的人権の保護」に基づいて構成されています。つまり日本法との比較においてもビジネスにおける事業者への配慮より個人の権利保護を極めて重視している点が特徴です。

現在、GDPRに関する情報は限られ実際の運用について不明な点も少なくありませんが、その動向にも留意が必要となりそうです。

（内山）

データの「移転」について

GDPRにおいてデータのEEA域外への「移転」は原則として禁止されますが、例外的に、SCC（標準契約条項）と呼ばれる契約書の雛形を使って移転元と移転先との間でデータ移転についての契約を締結する、データ

主体からの明確な同意を取得するなどの適切な保護措置をとった場合、若しくは移転先の国に「十分性」が認められている場合に限つて「移転」することができます。「十分性」とはその国が法令等によって十分なレベルの個人データ保護措置が確保されていることを認められていることをいい、日本は現時点では認められておらず、欧州当局と交渉中とのことです。

② EEA居住者の「訪日旅行」→EEA域内に所在する個人のデータを処理しますのでGDPRが適用されます。特に、日本の旅行業者が日本国内で運営している旅行サイトでEEA域内居住者から直接旅行の申込みを受ける場合でもGDPRが適用される点に留意して下さい。

英国はEU離脱後もGDPRを国内法として施行する意向です。